

セブテムメンバーズの皆様へ!

ちょっと役立つお金の情報をお届けします♪

リリース通信

10月から『106万円の壁』がスタートします!

平成28年10月1日 からパートタイマーの厚生年金保険・健康保険の適用拡大が実施されます。適用拡大の対象となるのは『特定適用事業所』に勤務するパートタイマーです。

『特定適用事業所』とは、厚生年金保険の被保険者数が501人以上の事業所であり1年間で6カ月以上、500人を超えることが見込まれる事業所をいいます。

厚生年金保険等への加入要件は以下4つ全てに当てはまる場合とされています。

- ① 所定労働時間が週20時間以上である
- ② 雇用期間が1年以上見込まれる
- ③ 賃金月額が88,000円以上である
- ④ 学生でないこと

雇用契約時に1年以上の雇用が見込まれる場合については最初から被保険者となります。法律施行前から雇用されている人は、施行日に1年以上雇用が見込まれるかどうかで判断されます。

これまで『130万円未満だから厚生年金保険料の負担はしなくていい』という方も、10月からは自身が厚生年金等被保険者となり保険料負担しなければいけなくなる可能性があります。

政府は「1億総活躍社会」を掲げています。女性が社会進出して収入を得て税金を納めていくことが期待されます。

これからは「壁」を気にすることなく働き、いつまでも生き活きと明るく楽しい人生を送っていきたいですね。

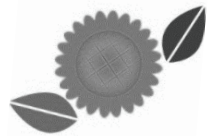
(株)リリースは“いつまでも輝く人生を送る”皆様の応援団です♪

(株)リリース お金の教室事業部 担当：小栗裕子

〒462-0853 名古屋市北区志賀本通2-13 名城ラポビル4F

T E L : 052-912-2180 F A X : 052-912-2182

mail : simada4f@po.mirai.ne.jp



【相談依頼書】 F A X : 052-912-2182

なまえ

ところ

でんわ

メール

【相談内容】 ※可能な範囲で結構です